

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年 8月26日
【会社名】	小林製薬株式会社
【英訳名】	KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 章浩
【本店の所在の場所】	大阪市中央区道修町四丁目 4番10号
【電話番号】	(06)7711-0505
【事務連絡者氏名】	総務部 綱島 洋之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区道修町四丁目 4番10号
【電話番号】	(06)7711-0505
【事務連絡者氏名】	総務部 綱島 洋之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 2,602,902,600円
	(注) 1. 本募集は、平成25年 6月27日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものである。 2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とする。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はない
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年8月26日に新規発行新株予約権証券の「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定したことに伴い、平成25年6月27日に提出した有価証券届出書（その後提出した当該有価証券届出書の訂正届出書を含みません。）の記載内容について、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権証券の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	4,600個(注) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権証券の数(以下、「割当新株予約権数」という。)が減少することがある。
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月13日(土)から平成25年7月31日(水)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	小林製薬株式会社総務部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年8月26日
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成25年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

## 2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

## 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対して割り当てられる。

## 4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	5名	240個
当社執行役員	9名	225個
当社従業員	1,141名	2,980個
当社子会社( )の取締役	9名	54個
当社子会社( )の従業員	522名	1,101個
合計	1,686名	4,600個

当社子会社とは、以下の13社を指します。

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、桐灰化学(株)、桐灰小林製薬(株)、小林製薬ブラックス(株)、エスピー・プランニング(株)、(株)アーチャー新社、小林製薬物流(株)、小林製薬セールスプロモーション(株)、アロエ製薬(株)、六陽製薬(株)、小林製薬チャレンジド(株)

(訂正後)

発行数	4,526個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年7月13日(土)から平成25年7月31日(水)
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	小林製薬株式会社総務部
払込期日	該当事項なし
割当日	平成25年8月26日
払込取扱場所	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成25年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

2. 申込みの方法

申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものとする。

3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社取締役、執行役員、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対して割り当てられる。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	5名	240個
当社執行役員	9名	225個
当社従業員	1,125名	2,926個
当社子会社( )の取締役	6名	36個
当社子会社( )の従業員	515名	1,099個
合計	1,660名	4,526個

当社子会社とは、以下の13社を指します。

富山小林製薬(株)、仙台小林製薬(株)、愛媛小林製薬(株)、桐灰化学(株)、桐灰小林製薬(株)、小林製薬ブラックス(株)、エスピー・プランニング(株)、(株)アーチャー新社、小林製薬物流(株)、小林製薬セールスプロモーション(株)、アロエ製薬(株)、六陽製薬(株)、小林製薬チャレンジド(株)

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	460,000株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。但し、欄外(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2,381,420,000円(注) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 <u>(注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。</u> 2 行使価額 5,177円(注) 行使価額は、割当日の証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。 <u>(注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。</u> 3 行使価額の調整 行使価額は調整されることがある。この場合の調整事由および調整式については欄外(注)2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,381,420,000円(注) <u>(注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</u>
	<省略>

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、議決権を有している。また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	452,600株 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。但し、欄外(注)1.の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2,602,902,600円 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。 2 行使価額 5,751円 3 行使価額の調整 行使価額は調整されることがある。この場合の調整事由および調整式については欄外(注)2.に記載する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	2,602,902,600円(注) (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
	<省略>

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取金概算額(円)
2,381,420,000円	2,000,000円	2,379,420,000円

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少する。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1	発行諸費用の概算額(円)(注)2	差引手取金概算額(円)
2,602,902,600円	2,000,000円	2,600,902,600円

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少する。